

安曇野市体育協会表彰および感謝状贈呈規程

令和2年12月24日改定版

第1条 本会定款第5条第7項の事業を行うためにこの規程を定める。

第2条 本会は、当該事業年度において次の各号に該当する個人または団体を表彰する。

I 体育功労者表彰

ア 社会体育関係役職員として、多年その役職に従事し、誠実熱心に社会体育の振興に貢献した個人イ 前号に該当しないが、社会体育の振興に関し、特に表彰に値すると認められた個人または団体

II 指導者功績表彰

① 指導者功績賞

栄光賞または奨励賞を受賞した個人または団体を、中心になって指導した指導者

III 優秀選手表彰

① 栄光表彰

本会に加入している個人または団体、及び本会加入の如何を問わず、競技会等において優秀な成績を収めた個人または団体

② 奨励表彰

本会加入の如何を問わず、競技会等において優秀な成績を収め将来の活躍を期待できる個人または団体

③ 特別栄光表彰

本会加入の如何を問わず、競技会等において特別に優秀な成績を収めた者で理事会において承認を得た個人または団体

IV 感謝状

本会の事業推進にあたり、金品の寄付またはボランティア活動等により多大な協力をした個人または団体

第3条 表彰の申請は、本会の会長、生涯スポーツサークル連合会長、地域スポーツクラブ会長、運動種目別団体代表、スポーツ少年団本部長および所属中学校長、高等学校長のいずれかの推薦により、定められた様式により本会会長の定める期日までに申請書を提出しなければならない。

2 選考基準は別に定める。

第4条 理事会において審査の上、表彰該当者を決定し、総会に報告しなければならない。

第5条 表彰は表彰状を用い、記念する物品を贈呈する。

第6条 第3条から前条までの規定は、感謝状の贈呈についても、これを準用する。

附 則：

この規程は、平成18年5月24日から施行する。

この規程は、内容を一部改正し、平成24年12月12日から施行する。

この規程は、本会の法人化に伴い全文を見直し、平成28年4月20日から施行する。

この規程は、内容を一部改正し、令和2年12月24日から施行する。